

佐賀県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十二月十七日から平成二十三年一月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前の別	幅員 メートル
県道 三瀬神埼線	神埼市神埼町鶴字秀鶴九一五番地先から 神埼市神埼町鶴字秀鶴九一九番七地先まで	後	一八・四 一四・三
	神埼市神埼町鶴字秀鶴九一五番地先から 神埼市神埼町鶴字秀鶴九一九番七地先まで	前	一六・四 一一・〇
		延長 メートル	一〇〇・八 一〇〇・八